

令和5年4月

「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」の通常運用開始について

平成29年5月より当面の間のお取扱いとして、「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」の3章第2項で定める「監督員指示書への記載について」は、すべての工事において省略できることとしておりましたが、令和5年4月より通常のお運用を開始します。

お問合せ先

財政局公共事業調整課

電話：045-671-2025

平成 29 年 5 月

「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」の運用について

平成 29 年 4 月に改定した「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」の改定内容の一部について、当面の間次のとおり取り扱います。

1 当面の間の取扱いについて

「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」の 3 章第 2 項で定める「監督員指示書への概算額等の記載について」は、すべての工事において省略できることとします。また、概算額等の記載を省略した場合は、概算金額の協議時期の記載についても省略できることとします。

上記以外の改定内容については、通常の利用とします。

2 上記取扱いの理由

監督員指示書への概算額等の記載について、受発注者への十分な周知と、詳細な運用方法についてさらに整理する必要があることから、当面の間上記の取扱いとします。

必要な調整を行った後、別途通常運用開始についてお知らせします。

お問合せ先

財政局 公共施設・事業調整課

電話：045-671-2025